

I-3

- (1) 事業要件について、主たる事業が農業と関連する事業であることとされており、この売上高が法人事業の過半であれば、その他の事業を行うことも可、とされているが、農業と関連する事業とは何か、教示願いたい。併せて、消費者やマーケットのニーズに対応した経営を目指した結果、その他の事業の売上が、農業及び農業と関連する事業の売上を超えることも考えられる（決算年度によって、結果的に超えてしまう場合もあると考えられる）が、事業要件を見直すことについて、見解を伺いたい。
- (2) 構成員要件を見直し、金融機関や経営支援企業など多様な者からの出資を募ることが出来れば、資本の増強のみならず、提携等による新たな販売チャネルを獲得することも可能と考えられるが、見解を伺いたい。
- (3) 業務執行役員要件（経営責任者要件）について、全ての農作業をアウトソーシングしても農業経営を成立させることが十分に考えられる中、役員に従事日数要件を課すことの必要性を教示願いたい。

(答)

1. 農業に関連する事業とは、農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、農業生産に必要な資材の製造、農作業の受託及び農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供等となっている。
2. 農地の権利移動に係る規制については、「所有」から「利用」への観点で、農地は有効利用するとの理念に立って利用を促し、効率的な利用を確保する仕組みとしていく必要があると考えている。農業生産法人要件についてもこの中で検討するものと考えている。

Ⅱ－１

(1) 農地に関する法律が農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律の３つあるために、農地制度が非常に複雑になっているとの指摘があるが、見解を伺いたい。また、現在行われている農地政策の見直しに併せて、これらの法律を一本化すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(2) これまでは、「耕作する人が農地を所有するのが最も適当である」とする、いわゆる耕作者主義を前提とした農地制度を維持し、バイパス的に利用権の流動化を促進してきたが、実態は、担い手とされる農業経営者の大半が利用による規模拡大や集積に向けた取組を行っており、担い手の農業経営においては所有ではなく利用による経営基盤の確保がスタンダード化していると言っても過言ではない。

現在、農林水産省で検討されている農地制度の見直しにおいては、所有と利用を分離し、農地の有効利用を促進する観点から賃借規制を緩和する案が提示されているが、これは耕作者主義そのものを見直し、農業経営の基盤として農地を捉える人が農地を利用するのが最も適当であるといった考え方へ政策の前提をシフトさせるということであるのか、見解を伺いたい。

(答)

1. 制度の具体的な見直しの内容、それを具体化するための政策手法（法制度、予算事業、税制等）等については、基本的な方向性を取りまとめた上で、詳細な検討を行うこととなるため、法制度がどのような形になるかは、見直しの全体像及び法制的な体系の中で法制局とも協議の上、整理を行っていくことになると考えている。
2. 御指摘の三つの法律については、法体系が複雑でわかりにくい等の意見があることも承知しているが、一方、農地法と農業経営基盤強化促進法が規制法と促進法の関係にあること、農地法の一筆ごとの統制であり、農業振興地域の整備に関する法律が区域ごとの統制であることなど、それぞれの法律の性格等も異なること等を勘案する必要がある。
3. 農地の権利移動に係る規制については、「所有」から「利用」への観点で、農地は有効利用するとの理念に立って利用を促し、効率的な利用を確保する仕組みとしていく必要があると考えている。

Ⅱ－１

(3) 担い手の農業経営においては所有ではなく利用による経営基盤の確保がスタンダード化している実態を鑑みると、農地を農業経営の基盤として利用することを前提に、例えば、農業経営者の支援に意欲のある株式会社（農業経営者の育成や新たな商品開発のために所有農地を農業者に貸すなどの支援を行う株式会社）や、農地の売却ニーズと農地の利用ニーズをマッチングさせる事業を行う株式会社等へ農地の所有を認めるなど、より流動化を促進させるために、所有規制の見直しについても検討すべきであると考え、見解を伺いたい。

(答)

農地の所有権については、一旦移転されると元に戻すことが難しく、投機的取得に対する懸念が払拭しきれないと考えられること等から、農業生産法人以外に認めることは適当でないと考えている。

Ⅱ－１

(4) 現在、農林水産省で検討されている農地制度の見直しにおいては、所有と利用を分離し、農地の有効利用を促す観点から、貸借の規制を緩和する案が提示されている。このように所有と利用を分離して農地の有効利用を促すのであれば、特定法人貸付事業における参入制限（市町村が耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を、参入可能な区域として設定）が完全に解消され、今後、主体を問わず、市町村の関与無く、農地の賃借が自由になると理解してよいか、見解を伺いたい。

(答)

農地の権利移動に係る規制については、「所有」から「利用」への観点で、農地は有効利用するとの理念に立って利用を促し、効率的な利用を確保する仕組みとしていく必要があると考えている。特定法人貸付事業についてもこの中で検討するものと考えている。

Ⅱ-1

(5) 現在、農林水産省で検討されている農地制度の見直しにおいては、市町村に面的集積組織を設置し、面的集積を積極的に推進するコーディネーターの配置や利用料の徴収・支払の代行を行う案が提示されている。

- ① コーディネーターをより機能させるためには、成功報酬などのインセンティブや実績が伴わない場合のペナルティの導入も必要と考えるが、見解を伺いたい。
- ② コーディネーターは、どのような主体が行うものと想定しているのか、農業関係機関以外の民間企業もその主体として検討しているか否か、教示願いたい。また、不動産事業者などは、従来より土地利用などのコーディネーター機能を担っており、農地のコーディネーターとしても十分に機能を発揮すると考えられるが、民間企業をコーディネーターの主体として検討していないのであれば、その理由を教示願いたい。
- ③ 面的集積組織の設置単位を市町村としているが、市町村単位が妥当と考える理由を教示願いたい。併せて、市町村単位では、他の地域からの参入や事業拡大ニーズに対応できない可能性があるため、面的集積組織を設置するのであれば、都道府県単位で設置すべきと考えるが、見解を伺いたい。
- ④ 面的集積を行うに際し、恣意的な判断の排除や決定過程の透明性が確保されるべきであるが、それをどのように担保することを検討しているのか教示願いたい。また、面的集積に資する農地として、複数の農業経営者から同一農地に利用権設定の希望があり競合した場合には、決定過程の透明性を確保するために、一定のルールの下、農地に関する一般競争入札を導入することも必要と考えるが見解を伺いたい。

(答)

- 1 農地の面的集積については、そもそも、権利移動を地権者や担い手といった当事者の意思に任せているだけでは限界のある分野であると考えている。
- 2 面的集積を加速化させるためには、一定の政策関与が必要であるという認識の下、面的集積のための事業を行う主体を位置付け、その中で専門的に集積を担うコーディネーター（個人）が現場に積極的に働きかけを行い、農地を面的にまとまった形で貸し付ける仕組みの考え方を前回御説明したところである。
- 3 この場合、農地の所有者等への働きかけ等を担うという性格上、これらの地域の人から信頼されることが重要であることから、それに足り得る者が選ばれるよう、詳細な制度設計を行うに当たって、十分に意を尽くしていかなければならないと考えている。
- 4 また、現在の権利移動の大宗が市町村域を中心とした近距離であること、都道府県等の広域的な段階で考えることは地域の実情に応じたきめ細かな取組を行う上で適切でないこと等から、原則として市町村単位で捉えることが適当であると考えている。
- 5 なお、御指摘の「ペナルティ」については、強制的な仕組みではない中で罰則がそもそも馴染むのかという点等、「農地に関する一般競争入札」については、本来は当事者間の民間契約である中で入札を義務化するのが適当であるのか、面的にまとまった形で集積されることが重要である中で入札価格で決定することが適当であるのかといった点等について留意する必要があると思われる。面的集積の促進の仕組みについて、具体的な内容は今後さらに検討を重ねていく考えである。

II-1

(6) 現在、農林水産省で検討されている農地制度の見直しにおいては、各機関が保有している農地情報の総合化、共有化を促進するため、農業委員会の農地基本台帳と水土里情報センターの地図情報等を結合して、所有者、耕作者等の情報を整備し、一元化された農地情報図を農地情報センターから関係機関にインターネット等を活用し提供する仕組みを構築する案が提示されている。

- ① 農地情報センターを担う主体はどのような機関を対象として検討しているか教示願いたい。また、その主体に民間企業も対象として検討しているのか教示願いたい。
- ② インターネットを活用した農地情報センターの情報提供について、情報へのアクセスは従来の担い手、新規に参入しようとする者を問わず誰でも可能とする方向で検討しているか否か教示願いたい。
- ③ 提供される農地情報について、どのようなものを検討しているか、教示願いたい。併せて、実勢を反映した販売価格や賃借価格も当然提供すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1. 農地に関連する情報については、関係機関が関心のある情報を個々に保有しているため、相互に利用することが困難な状況にある。
2. 今後、農地の面的集積や耕作放棄地の解消等の対策を円滑に実施するため、農地の所有者、耕作者、利用状況等の情報を関係機関が共有できるようにすることが重要である。
3. このため、農地情報の基礎となる地図情報の上に各機関が保有している必要な情報を乗せてデータベース化（農地情報図の整備）し、それぞれの地域の事情等に応じて、農地情報図を関係機関共有のデータベースとして位置付け、ここから必要な農地情報を関係機関に提供することとしている。
4. さらに、貸出農地の情報や賃借料水準等の情報を全国的・広域的に提供し、新規参入者等がアクセスできる体制を整備することとしている。
5. 具体的な内容については、今後さらに検討を重ねていく考えである。

Ⅱ-1(7)①

耕作放棄とは、どのような行為で、耕作放棄地とはどのような状態であることを前提に検討しているのか。

(答)

- 1 耕作放棄地とは統計上の用語であり、農林業センサスによれば、「所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」とされている。
- 2 耕作放棄地の実態は、
 - ① 基盤整備済みで周囲が耕作されており、耕作者がいれば直ぐに営農再開ができるもの
 - ② 小区画・排水不良等で基盤整備を実施することにより営農再開ができるもの
 - ③ 集落周辺の生産性が低い上、担い手が不在等で営農再開ができないもの
 - ④ 谷間で生産性が低い等、長期遊休化しているものというように様々であると認識している。

Ⅱ－１

(7)－② 農業経営基盤強化促進法に基づく耕作放棄地の解消に係る市町村長勧告等の法的規制の発動基準の明確化を図る案が提示されているが、基準を明確化してもその基準に該当するか否かの判断を従来同様農業委員会が行うのであれば、過去に鑑みて実効性が伴わない可能性が考えられるが、見解を伺いたい。

(答)

農業経営基盤強化促進法に基づく耕作放棄地の解消に係る勧告等の法的規制については、法律に基づく発動基準をガイドラインで具体的に示す等により、耕作放棄地の現状把握活動等の中でより使いやすいものになりたいと考えている。

Ⅱ－１（７）③

耕作放棄の発生防止については、実効性のあるペナルティの導入が不可欠と考える。例えば、農地の所有者または利用者に対して農地の管理作業を明確化し、それを保全義務と課す（義務を果たさない場合はペナルティを課す）、耕作放棄地については強制的に地目を雑種地に変更する（地目変更によって生産調整カウントをしないようにする）、なども有効と考えるが、見解を伺いたい。

（答）

- 1 耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、これまで
 - ① 担い手への農地の利用集積や農外からの新規参入の促進を通じた耕作放棄地の有効活用
 - ② 中山間地域等における生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払交付金の交付
 - ③ 耕作放棄地における家畜の放牧や市民農園としての整備
 - ④ 農地・水・環境保全向上対策の実施等、各般の施策を講じてきているところである。
- 2 耕作放棄地の状況は、
 - ① 基盤整備済みで周囲が耕作されており、耕作者がいれば直ぐに営農再開ができるもの
 - ② 小区画・排水不良等で基盤整備を実施することにより営農再開ができるもの
 - ③ 集落周辺の生産性が低い上、担い手が不在等で営農再開ができないもの
 - ④ 谷間で生産性が低い等、長期遊休化しているものというように様々であり、その発生防止・解消を図るためには、これらの実態を把握し、それに応じた対策を講じていくことが必要不可欠である。
- 3 現在、市町村において耕作放棄地の実態調査と解消計画の策定に取り組むよう要請しており、各地域の状況に応じた取組を支援することにより、耕作放棄地の発生防止・解消を推進してまいりたい。
- 4 また、現在、農地制度そのものを見直しを行っているところであり、今後、耕作放棄地発生防止・解消を促進するための制度及び税制についても検討して参りたい。

Ⅱ-1(7)④

現在、農林水産省で検討されている農地制度の見直しにおいては、農用地区域外の農地（耕作放棄地）について、農地として確保すべきものは農用地区域に編入し、それ以外については非農業利用へ誘導する案が提示されている。需給対策のためにも非農業利用への誘導については、積極的に森林などへ復元すべきと考えるが見解いかん。（この積極的に復元すべきというのは森林への地目変更等を容易にすべきということであり、植林等への新たな補助等の支援策を積極的に講じるべきという趣旨ではない）

(答)

- 1 公共投資その他農業振興施策は、農振農用地区域を対象に計画的かつ集中的に実施しているところである。
- 2 このため、農振農用地区域外の耕作放棄地については、その実態を把握した上で、農振農用地区域への編入を指導するとともに、農用地区域への編入要件及び農業振興地域指定の面積要件の見直しを検討することとしている。
- 3 このように、まずは、農振農用地区域内の耕作放棄地の解消に優先して取り組むこととし、市町村、JA及び普及指導センター等の関係機関の指導による営農再開のほか、保全管理、市民農園等の解消方策を着実に推進することとしている。
- 4 また、農振農用地区域外に留まる耕作放棄地についても、農振農用地区域における耕作放棄地解消のノウハウを活用して、営農再開等農業利用に努める一方、長期遊休化し農業利用が困難な場合は、植林等非農業利用による解消方策を推進することとしている。

Ⅱ－１

(8) 現在、農林水産省で検討されている農地制度の見直しにおいては、20年を超える長期賃借制度を創設する案が提示されている。

- ① 20年を超える長期賃借制度の創設とは、農地に関して定期借地権を創設することと理解してよいか、異なるものであるのか、教示願いたい。

(答)

賃貸借については、民法により、存続期間は20年を超えることができないが、経営等の選択肢を拡大する観点から、20年を超える長期間の賃貸借が可能となるよう措置することについて、検討しているところである。

Ⅱ-1(8)

- ② 通常の利用権においても、地域のしがらみや貸し手の環境変化により、利用権設定時に定めた利用期間の到達前に、貸し手から農地の返還を求められることがある。これは借り手となる担い手の経営計画に支障をきたす大きな要因となっている。よって、長期か短期かによらず、利用権設定時に定めた利用期間をどのように厳守させるかについても検討すべきと考えるが見解を伺いたい。
- ③ 利用権設定時に定めた利用期間を変更する場合は、変更する側が一定のペナルティを支払うようにすることも検討すべきと考えるが見解を伺いたい。また、利用期間を変更する可能性がある場合は、期間変更権付利用権として設定し、通常の利用権と区別して利用料に差を付けるといった利用権の多様化も、農地の流動化の促進に向け検討すべきと考えるが見解を伺いたい。

(答)

- 1 賃貸借については、農地法第20条の規定により、原則として、その解約については都道府県知事の許可が必要となっており、この許可は、賃借人が信義に反した行為をした場合等、正当な事由がある場合を除き、認められない。
- 2 「利用期間変更に伴うペナルティ」、「期間変更権付利用権」については詳細をよく承知していないが、契約内容については基本的に当事者間の問題であること、期間変更を前提とする措置を制度上講じることが借り手の経営安定につながるのか等に留意する必要があると考えている。

Ⅱ-1(9)

- ① 金融機関が担保としている農地を処分する場合、周辺農業者に購入を依頼したり、農業団体を通じて購入を依頼するなどの任意処分を行うか、競売による法定処分を行うこととなる。

しかし、任意処分の場合は、利用による経営基盤の拡大がスタンダード化する中において、農地を購入するという農業経営者のインセンティブは乏しいのが実態である。また、競売による法定処分の場合は、験が悪い農地として落札されない場合もあり、落札されたとしても面的集積に資する形で落札されるかは分からない。

さらに、この処分に要する間に、利用権のみを移転することも考えられるが、金融機関が利用料を徴取するためには法廷処分に基づいて差押さえる必要があるため、実態として利用権が移転する可能性も乏しい。

したがって、金融機関が担保処分をスピーディーに行えるようにし、かつ、その農地を活用し流動化や面的集積を加速させるといった、これまでとは異なる目的の農地の一時保有主体が必要と考えるが、見解を伺いたい。

(答)

「農地の一時保有主体」の詳細を承知していないが、金融機関の担保物件について、ご指摘のように農地を購入するという農業経営者のインセンティブが乏しい中で、一時保有主体が莫大なコストをかけて抱え込むことが適当であるのか等に留意する必要があると考えられる。

Ⅱ－１（９）

- ② 上記①の農地の一時保有主体が円滑に機能すれば、農業融資の最大のネックとなっている担保処分の懸念が解消され、農林漁業金融公庫や農協以外の民間金融機関の農業への参入が促進され、長期・短期資金問わず農業金融の円滑化が図られると考えるが、見解を伺いたい。
- ③ 上記①の農地の一時保有主体と面的集積組織のコーディネーターが協力し、かつ、金融機関の支援（債権放棄や融資条件緩和措置等）を得ることができれば、経営破綻の手前にある農業経営の再生、農業分野でのM&Aによる規模拡大などを促進することが可能と考えるが、見解を伺いたい。

（答）

- ①を前提とする質問であり、お答えしかねます。

Ⅱ－１

(10) 現在、農林水産省で検討されている農地制度の見直しにおいては、面的集積組織を設置する案や農地情報のインターネットでオープンに提供する案が提示されている。

- ① 面的集積組織が利用調整を行う場合、既存の農業委員会との役割分担はどのようにすることを検討されているか、見解を伺いたい。
- ② 面的集積組織が利用調整を行う場合、既存の農地保有合理化法人との役割分担はどのようにすることを検討されているか、見解を伺いたい。併せて、今後、面的集積組織により利用調整を行うのであれば、既存の農地保有合理化法人の役割をその必要性を含めて見直すべきと考えるが、見解を伺いたい。
- ③ 農地情報をオープン化し情報提供を充実化しても、それが農地利用の促進に結びつかないと意味がなく、従来どおり、農業委員会や自治体（リース形態による参入）主導の利用調整ではその効果は限定的と考える。農地情報センターの情報提供を活用し、地域外への経営規模の拡大、新規参入を行おうとした場合、利用権設定の依頼をどこに行い、どこが利用調整を行うことを想定しているのか、面的集積組織を想定しているのか、教示願いたい。

(答)

- 1 農地が分散錯雑の状態にあることから、現場に積極的に働きかけ、委任・代理で農地を集めて農業者に面的にまとまった形で再配分する公的な機能（面的集積機能）をすべての市町村ごとに位置付け、面としてまとまった形での農地の集積を加速化することとしている。
- 2 農業委員会は、農地の権利取得時の許可等の業務を行う。農地保有合理化法人については、転貸方式で利用集積の実績を上げている市町村レベルの同法人については、面的集積機能も担うとともに、転貸方式による事業は引き続き実施可能とし、都道府県レベルの同法人については、売買事業等を中心に面的集積機能を補完する役割を担うものとする考えである。
- 3 農地情報と農地利用の促進については、農地についての公的な規制に関わるものであることや個人情報保護等に留意する必要があると考えられる。具体的な内容については、今後さらに検討を重ねていく考えである。

II-1

(11) 現在、農林水産省で検討されている農地制度の見直しにおいては、優良農地を確保するため、農用地区域からの除外を厳格化するなどの案が提示されている。

① 農業委員会については、審議の内容やその透明性が未だ市町村によって大きく異なっている状況にある。また、農業関係者が多数を占める現状の委員構成では、農地転用については委員自身が利害当事者となり得る場合や、農地の権利移動については委員同士が規模拡大を巡って対立するといったことが実際に未だあるとの指摘があることから、現状の委員構成を見直し（利害関係等のない学識経験者などの割合を増加）、審議の透明化を図るべきとの考えは拭えない。今後、農地転用などの審議の厳格化を求めていくのであれば、これらについて見直しが必要と考えるが見解を伺いたい。

② 農業経営が多様化するとともに、農地を経営基盤と捉えた利用による規模拡大がスタンダード化する中において、未だ資産保有意識が強い所有者には、農業経営者の経営を全て理解できるとは言い難いと考えられる。

農業委員の被選挙権は、「都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者」であり、言い換えると当該条件さえクリアすれば誰でも被選挙権を有することとなっているが、農業委員会の権能の鑑みると、多様化する農業を理解し、実際に今後の農業の担い手となる者が中心となって審議を行えるよう、被選挙権を見直すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 農地に係る私的法律関係に公的に介入し、権利移動の調整等の業務を行うに当たっては、その公的介入の正当性を内容・手続両面にわたり担保する必要がある。農村地域社会の特質等を踏まえれば、選挙制度により広く地域の農業者の中から信任を得て選ばれた選挙委員を中心として、選任委員（地域の農業関係団体及び市町村議会から推薦を受けた者）を加えて構成される農業委員会が合議により公平・中立に取り組むこととする必要がある。

2 また、農業委員会の議事については、

① 農業委員会は合議制を採っており、総会等の実施に当たっては、会議の公開、議事録の作成・縦覧を義務づけていること

② 農業委員会の委員については、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」ことなど、業務運営の中立性・公正性・透明性の確保を図っているところである。

3 なお、平成19年9月12日付けで「農業委員の選任委員の選定について」（平成14年5月13日付け14経営第456号農林水産事務次官通知）の一部を改正し、

① 議会推薦委員として推薦及び選任がなされることが望ましい学識経験のある者は、公平・中立な立場からの判断ができる者であること

② 青年・女性農業者、認定農業者等の担い手を委員とすることが重要であることを周知したところである。

Ⅱ－１

(12) 現在、農林水産省で検討されている農地制度の見直しにおいては、標準小作料等の既存規制を廃止及び見直す案が提示されている。農地の流動化を促進するためには、農地を借りたい農業経営者が自由に利用料を提示できる環境を整備すべきと考えるが、どのような検討をなされているか具体的に教示願いたい。併せて、農地を借りたい農業経営者が自由に利用料を提示できる環境が整備されれば、市場原理によって自動的に面的集積が進む可能性がある、また、現在設置が検討されている面的集積組織が、これらの自由な利用料の提示による面的集積を阻害する可能性もある、と考えられるが、見解を伺いたい。

(答)

1. 農地に関連する情報については、関係機関が関心のある情報を個々に保有しているため、相互に利用することが困難な状況にある。
2. 今後、農地の面的集積や耕作放棄地の解消等の対策を円滑に実施するため、農地の所有者、耕作者、利用状況等の情報を関係機関が共有できるようにすることが重要である。
3. このため、農地情報の基礎となる地図情報の上に各機関が保有している必要な情報を乗せてデータベース化（農地情報図の整備）し、それぞれの地域の事情等に応じて、農地情報図を関係機関共有のデータベースとして位置付け、ここから必要な農地情報を関係機関に提供することとしている。
4. さらに、貸出農地の情報や賃借料水準等の情報を全国的・広域的に提供し、新規参入者等がアクセスできる体制を整備することとしている。
5. こうした情報を活用することにより、経営者自らのニーズに応じた自由で多様な経営を後押ししたいと考えており、今後更に検討を重ねていく考えである。

Ⅱ－１

(13) 農地の流動化を促進させるためには、農地の貸し手の安心感を向上させることも必要と考える。農業分野以外では、高齢者の移住・住みかえを支援するために賃貸収入を保証する制度（有限責任中間法人 移住・住みかえ支援機構における「マイホーム借上げ制度」）があり、このような制度は、農地の貸し手に安心感を与え、農地の流動化に有効に寄与すると考えるが、見解を伺いたい。

(答)

農地の流動化を促進するためには、農地の貸し手の安心感を向上させることが重要と考えている。

このため、

- ① 農地の場合、貸し付ける農地が帰ってこないのではとの不安があるとの指摘に対応し、期間満了により必ず返却される仕組み
- ② 公的機関が中間的に介在し転貸する農地保有合理化事業の仕組み等を活用してきているところである。

Ⅱ－１

(14) 現在、農林水産省で検討されている農地制度の見直しにおいて、税制（相続税・贈与税等）の見直しについては引き続き検討することとされているが、どのような検討がなされているか、教示願いたい。

(答)

農地制度の見直しについては、農地の有効利用を図る観点から、農地の面的集積の促進、優良農地の確保、耕作放棄地の解消等について検討を進めており、農地税制についても、この見直しの方向に即し、どのような措置が必要か検討を重ねていく考えである。

Ⅱ－２(1) 地域活性化に向けて地方への企業誘致活動が積極化しているが、農地規制により、企業誘致が困難となったという事例が指摘されている。しかしながら、企業誘致は地域に新たな雇用をもたらすだけでなく、誘致企業の業種によっては、農業者へも新たな需要を生み出し、継続的な利益の確保や流通コストの削減が可能となることも考えられる。したがって、企業誘致の検討やそれに伴う転用の可否判断は、農業者だけでなく地域全体のメリットを把握できる者を中心に、農地が減少するデメリット、その地域へもたらされるメリットを総合的に勘案した上でなされるべきと考えられる。

このような地域活性化をもたらす転用ニーズに対して、現在の農業委員会で地域のメリット・デメリットを総合的に勘案した判断が可能と考える否か、理由を含めて見解を伺いたい。

(答)

- 1 農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、かつ、一旦失われると、その復旧に非常な困難が伴うことから、国民に対する食料の安定供給を確保するためには、優良農地を良好な状態で確保することが極めて重要である。
- 2 このため、農地の転用許可に当たっては、原則都道府県知事が、
 - ① 農地を営農条件や周辺の市街地化の状況からみて、許可の可否を判断する「立地基準」、
 - ② 事業実施の確実性や周辺農地への被害防除措置等の状況からみて、許可の可否を判断する「一般基準」に照らしてその妥当性を客観的に審査し、判断しているところである。
- 3 農業委員会は、その際、市町村段階に置かれ現場に近く、申請に係る農地やその周辺の営農条件を的確に把握していることから、申請書に農地転用についての意見を付すこととされているが、最終的な許可の可否は1のとおり都道府県知事が判断するものである。
- 4 なお、企業誘致に係る農地転用については、農村地域工業等導入促進法等に基づく地方自治体の計画に沿って整備される施設への農地転用であって、農業上の土地利用との調整が調ったものについては、原則転用が許可されない優良農地であっても例外的に許可を可能としているところであり、農地転用許可制度上、一定の配慮を行っているところである。

Ⅱ－２（２）農業経営者より、「農地上にレストランを建てて、農産物に直に触れてもらい、その場で食してもらうことにより、需要の増加や生産へのこだわりへの理解につなげていきたい」、「効率的なコスト削減を図るため、農地上に農産物の加工施設を建てたい」などといった、自らの農業経営に資する転用を望む指摘がある。これらは、農地を生産基盤ではなく経営基盤と捉えて、農業による事業拡大を目指す経営者であるからこそ、指摘されるものであると考えられる。

農業経営者を育成し、農業経営者が農業生産を担うという政策にシフトした現在においては、これらの指摘を真摯に受け止めるため、経営基盤として農地を利用する場合の転用ニーズ、それへの対応を改めて検討する時期に来ていると考えられるが、見解を伺いたい。

（答）

- 1 農業者が自ら生産した農畜産物を提供する農家レストラン等の都市と農村の交流を図るための施設への農地転用については、原則転用が認められない優良農地であっても、例外的に許可が受けられることとなっている。
- 2 また、農業者が自ら生産した農畜産物の加工施設や販売施設を自己所有の農地（２アール未満）に設置する場合には、農地転用許可が不要となっている。
- 3 なお、当該農地が、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期（おおむね１０年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地として同法の農用地区域に設定されている区域内にある場合には、あらかじめ市町村が農用地区域について定める農業振興地域整備計画を変更することが必要となり、１の場合には農用地区域から除外、２の場合には農用地区域の用途を農地から農業用施設用地に変更する必要がある。これらの変更にあたっては、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと等の要件を満たすことが必要となっている。
- 4 このように、農業者の農業経営の多角化に向けた施設の設置のための農地転用については、農地転用許可制度上特段の配慮を行ってきているところである。